

平成19年第3回
美唄市議会定例会会議録
平成19年9月12日（水曜日）
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 市政報告
- 第6 報告第21号 例月出納検査結果報告
- 第7 報告第22号 例月出納検査結果報告
- 第8 報告第23号 例月出納検査結果報告
- 第9 報告第24号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第25号 例月出納検査結果報告
- 第11 報告第26号 定期監査報告
- 第12 報告第27号 専決処分報告の件（物
損事故に係る損害賠償額の決定）
- 第13 議案第48号 美唄市過疎地域自立促
進市町村計画の一部変更の件
- 第14 議案第49号 美唄市土地開発公社定
款の一部変更の件
- 第15 議案第50号 美唄市職員の自己啓発
等休業に関する条例制定の件
- 第16 議案第51号 美唄市職員の修学部分
休業に関する条例制定の件
- 第17 議案第52号 政治倫理の確立のため
の美唄市長の資産等の公開に関する
条例の一部改正の件
- 第18 議案第53号 美唄市パブリック・コ
メント手続条例制定の件
- 第19 議案第54号 美唄市立学校設置条例
の一部改正の件

- 第20 議案第55号 美唄体育センター条例
の全部改正の件
- 第21 議案第56号 美唄市総合体育館条例
の全部改正の件
- 第22 議案第57号 美唄市立生活館条例の
一部改正の件
- 第23 議案第58号 美唄市地域福祉会館条
例の一部改正の件
- 第24 議案第59号 指定管理者の指定の件
（美唄市南美唄福祉会館）
- 第25 議案第60号 美唄市下水道条例の一
部改正の件
- 第26 議案第61号 美唄市個別排水処理施
設条例の一部改正の件
- 第27 議案第62号 平成19年度美唄市一
般会計補正予算（第2号）
- 第28 議案第63号 平成19年度美唄市国
民健康保険会計補正予算（第2号）
- 第29 議案第64号 平成19年度美唄市老
人保健会計補正予算（第2号）
- 第30 議案第65号 平成19年度美唄市介
護保険会計補正予算（第1号）

◎出席議員（15名）

議 長	林	国 夫 君
副議長	内馬場	克 康 君
1 番	吉 岡	文 子 君
2 番	森 川	明 君
3 番	五 十	嵐 聡 君
4 番	高 橋	幹 夫 君
6 番	阿 部	義 一 君
7 番	長谷川	吉 春 君
8 番	米 田	良 克 君
9 番	白 木	優 志 君

10番 小 関 勝 教 君
 11番 土 井 敏 興 君
 12番 本 郷 幸 治 君
 13番 紫 藤 政 則 君
 15番 谷 村 孝 一 君

◎出席説明員

市 長 桜 井 道 夫 君
 副 市 長 佐 藤 昭 雄 君
 総 務 部 長 板 東 知 文 君
 市 民 部 長 岩 本 良 一 君
 保健福祉部長兼福祉事務所長 中 川 直 紀 君
 商工交流部長 酒 巻 進 君
 農 政 部 長 林 信 孝 君
 都市整備部長 加 藤 誠 君
 市立美唄病院事務局長 三 谷 純 一 君
 消 防 長 佐 藤 賢 治 君
 総務部総務課長 市 川 厚 記 君
 総務部総務課総務係長 村 上 孝 徳 君

教育委員会委員長 阿 部 稔 君
 教育委員会教育長 村 上 忠 雄 君
 教育委員会教育部長 安 田 昌 彰 君

選挙管理委員会委員長 熊 野 宗 男 君
 選挙管理委員会事務局長 大 道 良 裕 君

農業委員会会長 佐 藤 博 道 君
 農業委員会事務局長 山 崎 一 広 君

監 査 委 員 川 村 英 昭 君
 監 査 事 務 局 長 嵯 峨 和 樹 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 井 英 昭 君
 次 長 和 田 友 子 君
 総 務 係 長 濱 砂 邦 昭 君

●議長林 国夫君 この場合、ご報告いたします。

皆さんご承知のように去る8月21日、奥山裕章議員が急にご逝去されました。まことに痛根のきわみで残念でなりません。

開会前ではありますが、奥山裕章議員のご冥福を祈り、謹んで黙祷をささげたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

黙祷。

(黙 祷)

黙祷を終わります。

ご着席願います。

午前10時00分 開会

●議長林 国夫君 ただいまより、本日をもって招集されました、平成19年第3回美唄市議会定例会を開会いたします。

●議長林 国夫君 これより本日の会議を開きます。

●議長林 国夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

13番 紫藤政則議員

15番 谷村孝一議員

を指名いたします。

●議長林 国夫君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より9月27日までの16日間とし、うち9月13日ないし9月17日、9月20日ないし9月26日を休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長林 国夫君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって諸般報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても、朗読を省略いたします。

議長報告についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって議長報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に日程の第5、市政報告に入ります。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 平成19年第3回市議会定例会にあたり、市政の主なものについて、ご報告申し上げます。

新潟県中越沖地震による被災地へのお見舞いについて申し上げます。

去る7月16日に発生した新潟県中越沖地

震は、新潟県内の自治体に大きな被害をもたらしました。

本市といたしましては新潟県災害対策本部に対し、お見舞金として30万円をお送りいたしました。

以上、申し上げます報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に日程の第6、報告第21号例月出納検査結果報告ないし日程の第11、報告第26号定期監査報告の以上6件を一括議題といたします。

これより本件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、報告第21号ないし報告第26号の以上6件を終わります。

●議長林 国夫君 次に日程の第12、報告第27号専決処分報告の件を議題といたします。

本件に関し、報告の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました、報告第27号専決処分報告の件について、ご説明申し上げます。

本件は、平成19年7月30日旭公園内を自走式草刈機で草刈り作業中、石を巻き込み飛ばしてしまい、路上に駐車中の普通乗用車の左側ドア及び窓ガラスを破損した物損事故に係るものであります。

この事故に関し示談が成立し、専決第7号記載のとおり損害賠償の額の決定について専決処分をいたしましたので、議会に報告するものであります。

今後このような事故がないよう、万全を期してまいります。

●議長林 国夫君 これより本件について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、報告第 27 号を終わります。

●議長林 国夫君 次に日程の第 13、議案第 48 号美唄市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更の件ないし日程の第 24、議案第 59 号指定管理者の指定の件の以上 12 件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 48 号美唄市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更の件であります。

本件は、美唄市過疎地域自立促進市町村計画における児童福祉に関する施策に必要な事業を追加するため、計画の一部を変更しようとするものであります。

次は、議案第 49 号美唄市土地開発公社定款の一部変更の件であります。

本件は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、公有地の拡大の推進に関する法律が改正されたこと、また土地開発公社経理基準要綱が改正されたため、本市土地開発公社定款の一部変更を行うものであります。

次は、議案第 50 号美唄市職員の自己啓発等休業に関する条例制定の件であります。

本件は、地方公務員法の一部改正により、職員に自己啓発及び国際協力の機会を提供することを目的として職員の自発的な大学等の

課程の履修のための休業にあつては原則 2 年、国際貢献活動のための休業にあつては 3 年を超えない範囲内において休業できる制度が創設されたため、本市においても職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるため制定しようとするものであります。

次は、議案第 51 号美唄市職員の修学部分休業に関する条例制定の件であります。

本件は、地方公務員法の一部改正により、公務のより能率的な運営を促進することを目的として公務の運営に支障がなく、公務に関する能力の向上に資すると認められるときは 2 年を超えない範囲内で 1 週間の勤務時間の一部を勤務しないで、大学その他の教育施設に修学できる部分休業制度が創設されたため、本市においても職員の修学部分休業に関し、必要な事項を定めるため制定しようとするものであります。

次は、議案第 52 号政治倫理の確立のための美唄市長の資産等の公開に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴い、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律が改正されたため、本市においても同様の改正を行うものであります。

次は、議案第 53 号美唄市パブリック・コメント手続条例制定の件であります。

本件は、条例の制定や計画の策定等に当たり、市民から意見を公募するパブリック・コメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市の説明責任を果たすとともに市政

の参画を促進し、公正で透明な市政の推進を図ることを目的として制定しようとするものであります。

次は、議案第 54 号美唄市立学校設置条例の一部改正の件であります。

本件は、茶志内中学校と西美唄中学校の通学区域を美唄中学校の通学区域として統合すること、また現在の茶志内中学校及び西美唄中学校の校舎を茶志内小学校及び西美唄小学校の校舎として使用することから、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 55 号美唄体育センター条例の全部改正の件であります。

本件は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、体育センターの管理を指定管理者に行わせる場合の規定を設けるほか、体育センターの利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制度を導入するため、条例の全部改正を行うものであります。

次は、議案第 56 号美唄市総合体育館条例の全部改正の件であります。

本件は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、総合体育館の管理を指定管理者に行わせる場合の規定を設けるほか、総合体育館の利用に係る料金を指定管理者に収入として収受させる利用料金制度を導入するため、条例の全部改正を行うものであります。

次は、議案第 57 号美唄市立生活館条例の一部改正の件であります。

本件は、美唄市南美唄福祉会館の開設に伴い、美唄市立南美唄生活館を廃止するため必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 58 号美唄市地域福祉会館条例

の一部改正の件であります。

本件は、地域コミュニティ施設として新たに美唄市南美唄福祉会館を開設するため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 59 号指定管理者の指定の件であります。

本件は、地方自治法の規定により公の施設に係る指定管理者を規定するため、議会の議決を求めるもので、現在建設中の美唄市南美唄福祉会館の指定管理者に美唄市南美唄福祉会館運営委員会を指定しようとするものであります。

なお、指定の期間につきましては、平成 19 年 12 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第 48 号ないし議案第 59 号の以上 12 件については大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第 48 号ないし議案第 56 号の以上 9 件について一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、議案第 48 号ないし議案第 56 号の以上 9 件について、一括大綱質疑を終結いたします。

これより議案第 57 号ないし議案第 59 号の以上 3 件について、一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、議案第 57 号ないし議案第 59 号の以上 3 件についての一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第 48 号ないし議案第 56 号の以上 9 件は総務・文教委員会に、議案第 57 号ないし議案第 59 号の以上 3 件については産業・厚生委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

●議長林 国夫君 次に日程の第 25、議案第 60 号美唄市下水道条例の一部改正の件及び日程の第 26、議案第 61 号美唄市個別排水処理施設条例の一部改正の件の以上 2 件を一括議題とします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 60 号美唄市下水道条例の一部改正の件であります。

本件は、下水道管理運営費の増大により大幅な収支不足が生じることから、下水道使用料の改定をしようとするものであります。

次は、議案第 61 号美唄市個別排水処理施設条例の一部改正の件であります。

本件は、個別排水処理施設の使用料について、このたびの下水道使用料の改定にあわせて改定しようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第 60 号及び議案第 61 号の以上 2 件は、一括大

綱質疑にとどめ、のちほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第 60 号及び議案第 61 号の以上 2 件について、一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 60 号及び議案第 61 号の以上 2 件については、14 人の委員をもって構成する下水道事業等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議案第 60 号及び議案第 61 号の以上 2 件については、14 人の委員をもって構成する下水道事業等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました下水道事業等審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、

吉岡 文子議員、森川 明議員、五十嵐 聡議員、高橋 幹夫議員、阿部 義一議員、長谷川吉春議員、米田 良克議員、白木 優志議員、小関 勝教議員、土井 敏興議員、

本郷幸治議員、紫藤政則議員、
谷村孝一議員、内馬場克康議員、
の以上 14 人の議員を指名いたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 14 人の
議員を下水道事業等審査特別委員会の委員に
選任することに決定いたしました。

●議長林 国夫君 次に日程の第 27、議案第
62 号平成 19 年度美唄市一般会計補正予算(第
2 号) ないし日程の第 30、議案第 65 号平成
19 年度美唄市介護保険会計補正予算(第 1 号)
の以上 4 件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程さ
れました各案件について、提案理由をご説明
申し上げます。

はじめに、議案第 62 号平成 19 年度美唄市
一般会計補正予算（第 2 号）であります。

本件は、歳入歳出予算並びに地方債につ
いて補正しようとするもので、補正内容につ
いて歳出から申し上げますと、総務費には前
年度歳計剰余金の 2 分の 1 を下らない額を財
政調整基金積立金に積み立てる費用を、民生
費には福祉灯油費用として低所得高齢者へ
の支援にかかる費用を、労働者費には季節
労働者通年雇用促進支援事業として季節
労働者への支援にかかる費用を、農林費
には畑作生産振興事業として小麦栽培用
機械整備にかかる費用を、水稻生産振興
事業として玄米ばら出荷

施設システム整備及び無人ヘリコプターの
導入にかかる費用を、道営経営体育成基盤
整備調査事業として、土地改良事業予定
地域地区内の地形図の作成にかかる費用を、
教育費にはスクールバス整備事業として中
学校の統合に伴うスクールバスの購入費用
を、学校適正配置事業として統合に伴う閉
校式等にかかる費用をそれぞれ計上いたし
ました。

一方歳入につきましては、歳出計上額に
対応する国庫支出金、道支出金、繰入金、
市債のほか、繰越金を計上いたしました。

また地方債につきましては、義務教育施
設整備市債の限度額を変更しようとするも
のであります。

次に、議案第 63 号平成 19 年度美唄市
国民健康保険会計補正予算(第 2 号)であ
ります。

本件は、歳入歳出予算について補正し
ようとするもので、補正内容について歳出
から申し上げますと、基金積立金には前年
度歳計剰余金の 2 分の 1 を下らない額を、
国民健康保険支払い準備基金に積み立て
る費用を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上
額に対応する繰越金を計上いたしました。

次に、議案第 64 号平成 19 年度美唄市
老人保健会計補正予算（第 2 号）であ
ります。

本件は、前年度の精算に伴い歳入歳出
予算について補正しようとするもので、補
正内容について歳出から申し上げますと、
諸支出金に過年度精算に伴う返還金所要
額を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上
額に対応する支払基金、交付金を計上いた
しました。

次に、議案第 65 号平成 19 年度美唄市介護保険会計補正予算（第 1 号）であります。

本件は、前年度の精算に伴い、歳入歳出予算について補正しようとするもので、補正内容について歳出から申し上げますと、諸支出金に保険給付費及び地域支援事業費に対する過年度精算に要する費用を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する繰入金及び繰越金を計上いたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第 62 号ないし議案第 65 号の以上 4 件は一括大綱質疑にとどめ、のちほど設置いたします特別委員会に付託の上審査することにいたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第 62 号ないし議案第 65 号の以上 4 件については、一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 62 号ないし議案第 65 号の以上 4 件については、14 人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議案第 62 号ないし議案第 65 号の以上 4 件については、14 人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、

吉岡 文子議員、森川 明議員、五十嵐 聡議員、高橋 幹夫議員、阿部 義一議員、長谷川吉春議員、米田 良克議員、白木 優志議員、小関 勝教議員、土井 敏興議員、本郷 幸治議員、紫藤 政則議員、谷村 孝一議員、内馬場克康議員、

の以上 14 人の議員を指名いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 14 人の議員を、予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

●議長林 国夫君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 26 分 散会